

# 広域連携協議会の設置について

## 設置規程

食品衛生法第21条の3第1項の及び食品衛生法施行規則第21条の規定に基づき、厚生労働大臣が、監視指導の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、各地方厚生局の管轄区域ごとに広域連携協議会を設けることを規程したものの。

設 置 日：平成31年4月1日

協 議 事 項：①関係機関の連絡及び連携体制の整備について

②広域的な食中毒事案の発生又はその拡大、及び広域流通食品等の食品衛生法違反を防止するために必要な対策について

③その他必要な事項について

幹 事：厚生労働本省

構 成 員：各厚生局及び各厚生局の管轄区域内の都道府県、保健所を設置する市、特別区

議 事：非公開（ただし、議事要旨を公開）

事 務 局：各地方厚生局

# 広域連携協議会の運営要領について（概要）

## 運営要領

食品衛生法第21条の3第4項の規定に基づき、広域連携協議会の組織及び運営に関して定めるもの。

### 【構成】

- 幹事・・・厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課
- 事務局・・・地方厚生局
- 構成員・・・各地方厚生局及び各地方厚生局の管轄区域内の都道府県、保健所を設置する市、特別区

### 【協議の内容】

- 平常時
  - ・構成員等間の連絡体制の整備（担当者名簿の管理）
  - ・食中毒事案等が発生した際に実施する調査及び検査の内容並びに共有する情報の内容
  - ・調査及び検査等に要する人員の派遣並びに検査機器及び検査技術等の技術的な協力
  - ・発生した広域的な食中毒事案等及びそれに対する対処の内容（他ブロックで発生したもの含む）並びにそれぞれで行っている食中毒事案等への対応施策
  - ・前年度の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会の議論の内容等
  - ・その他平常時から協議しておくべき事項
- 事案発生時
  - ・事案について把握している情報（調査状況等）
  - ・今後の調査・対応方針等
  - ・当該事案の公表方針
  - ・その他事案への対処のために協議が必要な事項

## 広域連携協議会の開催について

改正食品衛生法に基づき、連携協議会を平成31年4月1日に設置し、4月15日から各地方厚生局にて第1回広域連携協議会を開催し、協議会毎に運営要領の策定、連絡体制等の整備を行った。

### ○連絡体制の構築

夜間休日(就業時間外及び土・日・祝日)における、構成員等間の連絡体制について、食品保健総合情報処理システム内の緊急連絡網を活用し、整備。

### ○広域食中毒事案を想定した訓練の実施

構成員等間において、相互の緊密な情報交換及び連絡を行うための体制を確認及び点検。

令和元年11月29日に第2回東海北陸広域連携協議会、12月25日に第2回関東信越広域連携協議会を開催し、食中毒疑い事案の早期探知及び拡大防止措置を図った。

### ○情報の共有及び対応方針の決定

関係する自治体の食中毒疑い情報の共有し、対応方針等の協議を実施。